

入札監理小委員会における審議結果報告
「帯広開発建設部管内 自家用電気工作物保守点検」

1. 事業の概要及びこれまでの経緯

(1) 事業の概要

- 本業務は、北海道開発局自家用電気工作物保安規程に基づき帯広開発建設部管内の自家用電気工作物ほかの保守点検（電源設備、道路トンネル非常用設備、トンネル照明設備、ロードヒーティング等の保守点検及び清掃等一式）を行う業務である。

(2) 事業選定の経緯

- 競争性の確保について課題（1 者応札）があるとして、「公共サービス改革基本方針（令和 7 年 6 月 24 日閣議決定）」別表において、市場化テスト対象に選定された。
- 市場化テスト 1 期目の事業である。
- 事業期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 1 年間である。

2. 市場化テストの実施に際して行った取組について

○仕様書における要件の緩和

管理技術者の勤務先からの派遣時間を 3 時間以内から 6 時間以内に緩和した。
 （資料 7 - 2 17/50 頁）

○入札スケジュールの見直し

入札公告の開始時期を 1.5 か月程度早め、従前、34 日間としていた入札公告期間を 48 日間確保することとした。
 落札予定者の決定から業務開始までの期間を 1 週間程度早め、約 1 か月確保することとした。
 （資料 7 - 2 18/50 頁）

○情報開示の実施

従来の事業実施に要した経費、人員等の開示を行った。
 （資料 7 - 2 47～50/50 頁）

○公告時の積極的な広報

入札公告の掲示箇所について、関係事務所を追加してこれまでの 6 箇所から 9 箇所に増やした。

3. 実施要項（案）の審議結果について

【論点 1】

1.1（4）6）の「修理」について、明確に記載すべきでないか。

【対応 1】

閲覧資料の保守点検報告書に含まれる修理報告書により過年度実績を把握可能と考え、「なお、過年度に行った修理の詳細については下記 6.（2）資料の閲覧に記載の資料を閲覧することにより確認可能である。」と追記。

（資料 7－2 5/50 頁）

【論点 2】

1.2.1 の「早期復旧」について、明確に記載すべきでないか。

【対応 2】

「注 民間事業者が監督職員から障害発生連絡を受けてから概ね 24 時間（1 日間）以内に障害の状況、原因、障害に伴う影響範囲を特定し、それに応じて、できるだけ早期（概ね 72 時間（3 日間））での復旧に努めるものとする。」と注釈を追記。

（資料 7－2 10/50 頁）

【論点 3】

3（10）イの「ダム管理支所等」の「等」について、明確に記載すべきでないか。

【対応 3】

「等」を削除し、「帯広河川事務所十勝ダム管理支所、帯広河川事務所札内川ダム管理支所及び千代田分流堰管理棟」と修正。

（資料 7－2 17/50 頁）

【論点 4】

資料閲覧により新規事業者でも業務量把握を可能とするよう検討いただきたい。

【対応 4】

実施要項 6 に以下のとおり、過去 3 ヶ年の保守点検報告書を対象とした資料閲覧について追記。

（2）資料の閲覧

従来の実施状況について、以下の資料を閲覧することで確認することができる。

なお、閲覧場所は北海道開発局帯広開発建設部施設整備課とする。

- ・帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検（令和 4 年度）成果品
- ・帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検（令和 5 年度）成果品
- ・帯広開発建設部管内自家用電気工作物保守点検（令和 6 年度）成果品

（資料 7－2 20/50 頁）

【論点 5】

履行場所について、説明会や資料閲覧等により、より詳細な説明を記載するよう検討いただきたい。

【対応 5】

実施要項 6（2）に追記した資料閲覧により、過年度の点検方法、点検結果、点検状況写真を確認可能とし、現場状況を把握可能とした。

【論点 6】

臨時点検実績、修理実績について、目標を上回った場合の費用等の取り扱いを仕様書だけでなく、実施要項に記載するよう検討いただきたい。

【対応 6】

実施要項 7（5）1）に「なお、臨時点検、修理において当初見込んでいる回数に変更が生じた場合は、受注者の責に帰する場合を除き監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。」と追記。

（資料 7－2 23/50 頁）

【論点 7】

「日々通勤」「滞在」の定義を明確に記載するよう検討いただきたい。

【対応 7】

別紙 1－1 に以下のとおり追記。

日々通勤点検：「起点（十勝総合振興局）から点検箇所間の直線距離が 25km 未満の場所を日々通勤対象箇所としている。」

滞在点検：「起点（十勝総合振興局）から 25km 以上の場所を滞在対象箇所としている。」

（資料 7－2 30～31/50 頁）

【論点 8】

装備関係の情報について、仕様書だけでなく、実施要項に記載するよう検討いただきたい。

【対応 8】

別紙－3 の「2 従来の実施に要した人員」に過去の高所作業車の使用実績を追記。

（資料 7－2 48/50 頁）

4. パブリックコメントの対応について

令和 7 年 10 月 2 日（木）から令和 7 年 10 月 16 日（木）まで、パブリックコメントを実施したが、寄せられた意見はなかった。

— 以上 —